

# 住民投票条例案 「耐震改修＋一部増築」より 「耐震改修の検討」が 市民の意見を反映できる

10月31日、市議会の住民投票条例検討会で、条例案が決まりました。住民投票は、「移転新築」ともう一つの現在地案の二者択一でおこなわれます。現在地案は会派・結が提案している「耐震改修と一部増築」、清和会が「新築」を主張、日本共産党は「現庁舎の耐震改修の検討」を提案していました。

・・・日本共産党の提案・・・

- ①市は当初耐震診断結果で「耐震改修」を提案し、改修費が28億円と試算した。
- ②第2庁舎は、「ダメだ」といわれるが、コンクリートの状態を調査し、判断する。改修計画は市民の意見を聞き、つくる。

## 「一部増築」は、市民の『県庁は耐震改修なのに市が出来ないの?』との疑問に答えられないことになる

第2庁舎の耐震診断結果について、市は①コンクリートの中性化がすすんでいるが、どの程度もつかは不明。②詳しい調査には約1カ月～1カ月半かかる。③耐震改修工事は、1階から5階まで65カ所の筋交いと耐震壁の設置で狭くなる。というものでした。

角谷議員は、一部増築については市民団体が「第1庁舎の2階部分(日赤側)、第2庁舎の扱いと増築、半地下駐車場について、費用も考慮しつつ、市民の意見を聞いて検討する必要がある」と見解を述べているように、市民のなかに異論があることを指摘。

また、「このまま、議会が決めると市民の意見が反映しないままになる。第2庁舎は、合理的な理由で説明するのに、調査が不可欠だ。市民の「県庁は耐震改修なのに、なぜ、市が出来ないのか」という疑問に答える必要がある」と主張しました。

## 議長案は市民合意と今後の検討に懸念がある

検討会の座長(議長)は「現在地案の意見が分かれているままでは、すすまない」として、座長案を提案しました。提案は、会派・結の「耐震改修及び一部増築」案で、理由は第2庁舎などの機能を移すもので、優れた案だ。賛同してほしい」と提案しました。

角谷議員は、「一部増築は市民の意見を入れて合意を得るうえで障害なる懸念がある。これからの議会での検討が縛られることになる。もう少し検討の余地がないのか。議長の案には賛同できない」という意見表明をしました。他の会派は賛同しました。

## 市民の意見が反映した条例案づくりを要求

角谷議員は、議長提案の前に現在地案について「案の根拠や、提案理由をどう説明し、議論するのか」「市民の声をどう反映するのか」という点について、質問。座長は「市民の意見として、案の内容も示してほしいという場合があれば、検討会で話し合うこともある」と答えました。さらに、「コンクリートの調査を早く実施してほしい」「今後、市民の声を聞き、必要なら条文や表現を変えてほしい」など要望しました。